

請 願 文 書 表

請願番号	第 2 号	令和 5 年 1 1 月 8 日 受理	都市環境常任委員会付託
件 名	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める 請願		
請 願 者	住所	千葉市中央区中央 4 丁目 13 番 9 号	紹 介 議 員
	氏名	千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹	戸田由紀子議員

1. 請願事項

消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

2. 請願趣旨（要旨）

四街道市議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。

3. 請願理由

1 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。

これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきました。

2 しかし、令和 4 年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の 54.7% という高い比率を依然として占めており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

3 具体的には、以下のような改正がなされるべきです。

(1) 訪問販売・電話勧誘販売について

消費者が勧誘を拒絶した場合には、訪問販売、電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要です。

さらに、訪問販売や電話勧誘販売においても、店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきです。

(2) 通信販売について

インターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定するべきです。

また、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法（ウェブサイト上の手続き）による解約申し出の方法を定めることを通信販売業者に義務付け、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせることが必要です。

さらに、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつわかりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要です。

加えて、連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきです。

(3) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すべきです。

また、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む事例、いわゆる後出しマルチ取引が増えていることから、特定商取引法第33条を改正し、現行法の連鎖販売取引の定義規定に、このような後出しマルチの類型も加えて、脱法的な後出しマルチ取引を防止する必要があります。

さらに、若者がトラブルに遭うケースが増加していることからわかるように、社会的経験が乏しい者との間のマルチ取引は、そもそも、顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らして不適切な勧誘を行なってはならないという適合性原則に違反するものというべきです。

加えて、先行する契約の際に債務を負担しているケースや、後出しマルチのようなケースは、他者を勧誘することによる利益を得ることが目的となるあまり、無理な勧誘を行いがちとなるため、そもそもそのような者に対する紹介利益提供の勧誘自体を禁止すべきといえます。

そこで、22歳以下の者、先行する契約として投資等の利益收受型取引を締結した者、先行する契約の対価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきです。

- 4 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、貴議会にお願いいたします。

消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的な
改正を求める意見書（案）

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。令和4年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、令和4年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉県四街道市議会議長

意見書の提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（消費者および食品安全）